

大和町告示第 15 号

大和町広告事業実施要綱を次のように定める。

平成29年 2月23日

大和町長 浅野 元

大和町広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大和町（以下「町」という。）が保有する公有財産、物品、印刷物等（以下「町有財産」という。）を広告媒体として有効に活用し、新たな財源の確保をすることにより、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広報紙その他町が発行する印刷物、ホームページ、その他町有財産のうち広告を掲載することが可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は表示することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法律等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張になるもの
- (6) 当該広告の内容について町が推奨している等と誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 町民に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告として不相当と認められるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定される消費者金融に関するもの
- (3) たばこに関するもの

(4) ギャンブル（公営競技及び宝くじに係るものを除く。）に関するもの

(5) 法律に定めのない医療類似行為に関するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載する業種又は業者として不相当と認められるもの

3 次の各号のいずれかに該当する者は、広告掲載をする者（以下「広告主」という。）としないことができる。広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 法令等に違反した者

(2) 町から指名停止措置を受けている者又は町から不利益処分を受けている者

(3) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当な理由がある者

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告主として不相当と認められる者

4 前3項に掲げるもののほか、広告掲載をすることができない内容等の具体的基準は別に定める。

（広告料金等）

第4条 次の各号に掲げるものは、広告媒体ごとに別に定める。

(1) 広告料金

(2) 広告の規格及び掲載箇所

(3) 広告の募集及び選定方法

（広告主の責任等）

第5条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の決定）

第6条 町長は、申込書の提出があったときは、速やかに内容等を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。